

執筆者:

E-mail✉ [石川 智也](#)E-mail✉ [菅 悠人](#)E-mail✉ [福島 惇央](#)

GDPR 施行 4 周年の日である 2022 年 5 月 25 日、欧州委員会から改定版標準契約条項(SCC)に関する Q&A が公表された。この Q&A は実務的な論点を含む全 44 問から構成され、GDPR 対応の担当者としては必読の内容であるように思われる。本稿では取り急ぎ Q&A の目次を速報的に以下のとおり紹介する。

全体の構成としては、I.において標準契約条項一般について説明がなされた上で、II.において管理者・処理者間のデータ処理契約としての標準契約条項について解説がなされた後、III.において国際データ移転のための標準契約条項について解説がなされている。ただし、II.の内容は、国際データ移転のための標準契約条項のモジュール 2(管理者から処理者への移転)とモジュール 3(処理者から(復)処理者への移転)を選択する場合にも参照すべき論点が含まれていることに注意が必要である。解説に際しては、具体例も多く紹介されている。

この 2 つの標準契約条項の位置づけ・内容の解説については、[西村あさひ法律事務所ヨーロッパニュースレター2021年6月8日号](#)を参照されたい。Q&A のリンクは、[こちら](#)を参照されたい。Q&A の詳細や、Q&A に掲載されていない改定版 SCC の締結を巡る多くの実務上の論点については、上記のコンタクトにお尋ね頂きたい。

Q&A の目次

1. 標準契約条項 (SCC)

(1) 一般的な事項

1. SCC とは何か。
2. 欧州委員会によって採択されたのは、どの SCC か。
3. SCC 利用の利点は何か。
4. SCC 策定の際に欧州委員会が経たした手続は何か。
5. 欧州委員会は、後日、SCC が実際にはどのように機能しているかについて評価を行うつもりか。

(2) 署名、修正及び他の契約条項との関係

6. 当事者による SCC への署名について具体的な要件はあるか。
7. SCC の文言は変更できるか。
8. SCC に他の契約条項を追加したり、SCC をより広い商業契約の枠組みに組み込んだりすることはできるか。
9. 契約当事者において、自身の状況に適用されないモジュール及び/又はオプションを削除することはできるか。
10. SCC はどのように商業契約に組み込むべきか。

(3) 当事者の変更

11. いわゆる「docking clause」の目的は何か。
12. どのように docking clause は実際に機能するか。新たな契約当事者が SCC に参加するに当たって方式上の要件はあるか。
13. 新たな契約当事者が SCC に参加するときに何が起るか。注意すべき手続はあるか。

2. 管理者と処理者の間で締結する SCC

14. 各国データ保護監督当局によって採択された SCC と欧州委員会によって採択された SCC の間の違いは何か。
15. どのような方式で、管理者による指示は処理者になされるべきか。
16. 処理者は、自身が選任する復処理者の名称を管理者に提供する必要があるか。
17. 復処理者の選任に対して一般的な授権がなされていた場合に、もし管理者が復処理者の変更に興議を述べると何が起るか。
18. 処理者が管理者にデータ侵害を通知するために求められる時間的期限はどの程度か。
19. 処理者は、レビュー又は監査以外の方法で SCC 上の要件の遵守を証明することができるか。

3. 第三国へのデータ移転のための SCC

(1) 現代化の理由と主要な新規ポイント

20. なぜ、欧州委員会は国際データ移転のための旧 SCC を現代化したのか。
21. 旧 SCC と比較したときの主要な新規ポイントは何か。
22. (1995 年のデータ保護指令の下で採択された)旧 SCC を引き続き利用しているデータ輸出者及びデータ輸入者は、(2021 年に採択された)改定版 SCC に切り替える必要があるか。

(2) 適用範囲と移転シナリオ

23. どのような移転に対し、SCC が利用できるか。
24. GDPR がその処理活動に直接適用される管理者又は処理者へのデータ移転のために今般の改定版 SCC を利用できるか。
25. 国際組織への個人データの移転のために SCC を利用できるか。
26. SCC は GDPR の下での国際データ移転のためにのみ利用できるか。
27. 異なる「モジュール」とは何か。どのように正しいモジュールを選ぶべきか。
28. 同じ当事者間で同時に複数のモジュールを選ぶことができるか。
29. EEA 域外の処理者又は復処理者にデータを移転する際、どのように GDPR28 条を遵守できるか。
30. どのような場面で、モジュール 4(処理者から管理者への移転)を利用すべきか。

(3) 個人向け：データが SCC に基づいて移転された場合の権利

31. どのようにすれば、SCC に基づいてヨーロッパ域外に自身のデータが移転されていることを知ることができるか。
32. 自身のデータが SCC に基づいて EEA 域外に移転されたことを知らされた。どのようにすれば、実際の移転、データ主体としての自身の権利及び適用される可能性のある保護措置についてより多くの情報を取得することができるか。SCC の写しを取得することはできるか。
33. 自身のデータが SCC に違反して処理されていた場合、救済(例えば、損害賠償)を得ることはできるか。どこに不服を申し立てることができるか。

(4) データの輸出者と輸入者の義務

34. モジュール 1、2 及び 3: データ輸入者は、自身が受領した個人データを第三者に共有するに際し、特別な措置を講じる必要

があるか。

35. 本体のサービス契約・商業契約に規定されている一般的な責任制限条項によって SCC 上の責任を制限することはできるか。
36. SCC の解消は、契約当事者における他の契約上のアレンジメントにどのような影響があるか。
37. 契約準拠法の選択に際し、要件はあるか。
38. モジュール 1、2 及び 3: どのデータ保護監督当局を管轄監督当局として選ぶべきか。
39. 別紙を補充するに際し、何か要件はあるか。どの程度詳細に情報を記載すべきか。

(5) 各国法とガバメントアクセス

40. 改定版 SCC を利用する際、Schrems II 判決を遵守するために必要な具体的措置はあるか。現在も EDPB(欧州データ保護評議会)のガイダンスを考慮する必要はあるか。
41. どの程度、データ輸入者は、公的機関(例えば、刑事法執行機関又は国家安全保障機関)から受領する開示要求についてデータ輸出者に知らせる必要があるか。
42. データ輸入者は、公的機関から受領する開示要求について個人に知らせる必要があるか。データ輸入者がこの情報の提供を自国の法律で禁止されている場合はどうか。
43. データ輸入者は、公的機関から受領する全ての開示要求を契約上争う必要があるか。
44. モジュール 4 に依拠する際、SCC の第 3 節を遵守する必要はあるか。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要がある場合があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 